

平成 30 年 2 月 20 日

各講道館段位推薦委託団体会長 殿

公益財団法人 講道館

講道館級位(少年)について

講道館級位(少年)の基準を設け、少年の稽古や試合において安全を確保し、指導の効率化を図り、講道館柔道修行の奨励を目的とする。

1 級位認定の委任

講道館は、講道館級位（少年）の認定を講道館段位推薦委託団体（以下段位推薦委託団体）に委任する。

2 級位証書

級位証書は講道館長名で発行し、段位推薦委託団体に委託する。

3 委任された団体の業務

- （１）昇級候補者の審議・認定、級位証書の授与
- （２）少年の修行者数（２月末日時点）の報告

4 級位の対象

級位は、七級から一級までとし、学年は小学１年生から小学６年生とする。

5 昇級の基準

基準は「講道館級位（少年）基準」（別表）によるものとする。

6 昇級候補者の審議

修行者の柔道精神の修得、柔道に関する理解および術科体得の程度について評定する。

品性不良の者、柔道精神に反する言動のある者は他の事情の如何にかかわらず昇級することはできない。

7 昇級時の費用

委任された団体の定めるところとする。